

14 その他（経過措置関係）

(2) 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第62条第1項第5号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）附則第15条の5の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）（以下「助成金」という。）の支給については、第1共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0700 支給要件の確認
0101 趣旨	0701 支給対象事業主であることの確認
	0702 対象労働者であることの確認
0200 定義	0703 支給実績の確認
0201 既卒者等	0704 中小企業事業主であることの確認
0202 高校中退者	
0203 求人	0800 支給決定
0204 募集	0801 支給決定
0205 既卒者等コース	0802 支給決定に係る事務処理
0206 高校中退者コース	
	0900 返還
0300 支給要件	0901 返還
0301 支給対象事業主	
0302 不支給要件	1000 附則
0303 対象労働者	1001 施行期日
0304 支給対象期	1002 経過措置
0305 支給上限人数	
0400 支給額	
0401 支給額	
0500 助成金対象求人の確保等	
0501 対象求人の確保	
0502 対象求人の紹介	
0600 支給申請	
0601 支給申請書の提出	
0602 添付書類	

0100 趣旨

0101 趣旨

既卒者の新規学卒卒での応募を不可としている事業主の割合は3割に上るが、新規学卒者としての採用・育成機会は若者の安定した就職の実現の数少ない機会であり、既卒者や中退者といった新規学卒者以外の若者に新規学卒卒への応募機会が確保されるような取組が必要である。特に高校中退者については、既卒者として応募可能な中卒求人・募集の数がごく僅かであることから、高卒求人・募集への応募を可能とする取組が求められる。

一方、中小企業を中心に、若者の人材確保が困難な状況が続いているものの、既卒者や中退者を新規学卒卒で受け入れることについては、ノウハウの不足などにより消極的な面が見られる。

このため、新規学卒卒で既卒者や中退者を採用・育成する事業主に対し、助成金を支給することにより、既卒者及び中退者の応募機会の拡大並びに企業の人材確保の支援を図ることとする。

0200 定義

0201 既卒者等

次のいずれかに該当する者をいう。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（義務教育学校の前期課程、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）を除く。以下「学校」という。）を卒業し、又は退学した者（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を退学した者を除く。）

ロ 学校教育法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）を卒業し、又は退学した者

ハ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号（第4号を除く。）に掲げる施設（以下「施設」という。）の行う職業訓練を修了し、又は退校した者

ニ 職業能力開発促進法第27条に基づく職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発総合大学校」という。）の行う職業訓練を修了し、又は退校した者

ホ 次に掲げる者であって、イからニに掲げる者に準ずる者

(イ) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）を卒業し、又は退学した者

(ロ) 学校又は専修学校に相当する外国の教育施設（以下「外国の教育施設」という。）を卒業し、又は退学した者

ヘ 高等学校卒業程度認定試験に合格した者

0202 高校中退者

学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を退学した者をいう。

0203 求人

学校等（学校、専修学校、施設、職業能力開発大学校、各種学校及び外国の教育施設をいう。以

下同じ。) に在学する者で卒業若しくは修了することが見込まれる者 (以下「学校卒業見込者等」という。) 及び既卒者等又は高校中退者であることを条件とした求人という。

0204 募集

学校卒業見込者等及び既卒者等又は高校中退者であることを条件とした労働者の募集をいう。

0205 既卒者等コース

既卒者等が応募可能な募集又は求人申込みを行い、対象労働者 (下記 0303「対象労働者」参照) を初めて採用し、定着させた事業主に対する助成措置をいう。

0206 高校中退者コース

高校中退者が応募可能な募集又は求人申込みを行い、対象労働者を初めて採用し、定着させた事業主に対する助成措置をいう。

0300 支給要件

0301 支給対象事業主

次のイ又はロの要件を満たす事業主であること。

イ 既卒者等コース

以下の(イ)から(ハ)までのいずれにも該当すること。

(イ) 既卒者等が応募できる求人の申込み (公共職業安定所、地方運輸局 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。) 若しくは職業紹介事業者等 (三年以内既卒者等採用定着コースの支給に関し職業安定局長及び人材開発統括官が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に提示している者に限る。) への求人の申込み。ロ(イ)において同じ。) 又は募集を行い (既卒者等が卒業、退学、修了又は退校の日の属する年度及びその翌年度以降少なくとも3年間応募できる場合に限る。) 、当該求人・募集に応募した既卒者等を通常の労働者 (期間の定めなく直接雇用され、社内の他の雇用形態の労働者 (役員を除く。) に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者として雇用される者 (派遣業務又は請負業務に従事する者は含まない。) をいう。以下同じ。) として初めて雇用した事業主であること

ここでいう「当該求人・募集に応募した既卒者等を通常の労働者として初めて雇用した事業主」とは、対象労働者の雇入れの前日までに 0203 及び 0204 に規定する求人及び募集で既卒者等を雇用したことがなく、今回初めて 0203 及び 0204 に規定する求人及び募集で既卒者等を雇用した事業主を指すものであり、既卒者等が応募できる求人の申込み又は募集を初めて実施したか否かは問わない。

(ロ) 支給申請時点において対象労働者を通常の労働者として継続して雇用している事業主であること (支給対象期 (下記 0304 参照) 経過後、支給申請までの間に天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由により解雇した場合も含む。)

(ハ) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年6か月を経過する日まで

の間（以下「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の雇用保険被保険者（法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び法第 43 条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「被保険者」という。）を解雇する等事業主の都合により離職させた事業主（次の a 又は b に該当する解雇により当該被保険者を離職させた者を除く。）以外の事業主であること

- a 当該被保険者の責に帰すべき理由による解雇
- b 天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによる解雇

(ニ) 基準期間に対象労働者を雇用した事業所において、法第 23 条第 1 項に規定する特定受給資格者となる離職理由のうち離職区分 1 A 又は 3 A に区分される離職理由により離職した者として法第 13 条に規定する受給資格の決定が行われたもの（以下「特定受給資格者」という。）の数を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数で除した割合が 6 % を超えている（特定受給資格者として当該受給資格の決定が行われたものの数が 3 人以下である場合を除く。）事業主以外の者であること

(ホ) 対象労働者を雇用した事業所において、次の a から c までの書類を整備・保管していること

- a 労働者の出勤状況が日ごと明らかにされた出勤簿等の書類
- b 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条に規定する労働者名簿（以下「労働者名簿」という。）
- c 労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）

(ハ) 平成 31 年 3 月 31 日までに求人・募集を行い、平成 31 年 4 月 30 日までに当該求人・募集に応募した既卒者等を雇い入れた事業主であること

ロ 高校中退者コース

以下の(イ)から(ハ)までのいずれにも該当すること

(イ) 高校中退者が応募できる高卒求人の申込み又は高校卒業見込者の募集を行い（高校中退者が高校を退学した日の属する年度及びその翌年度以降少なくとも 3 年間応募できる場合に限る。）、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として初めて雇用した事業主であること

ここでいう「当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として初めて雇用した事業主」とは、対象労働者の雇入れの前日までに 0203 及び 0204 に規定する求人及び募集で高校中退者を雇用したことがなく、今回初めて 0203 及び 0204 に規定する求人及び募集で高校中退者を雇用した事業主を指すものであり、高校中退者が応募できる求人の申込み又は募集を初めて実施したか否かは問わない。

(ロ) 支給申請時点において対象労働者を継続して雇用している事業主であること（支給対象期（下記 0304 参照）経過後、支給申請までの間に天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由により解雇した場合も含む。）

(ハ) 基準期間において、当該雇入れに係る事業所の被保険者を解雇する等事業主の都合により離職させた事業主（次の a 又は b に該当する解雇により当該被保険者を離職させた者を除く。）

以外の事業主であること

- a 当該被保険者の責に帰すべき理由による解雇
- b 天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによる解雇

(ニ) 基準期間に対象労働者を雇用した事業所において、特定受給資格者として法第 13 条に規定する受給資格の決定が行われたものの数を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数で除した割合が 6%を超えている（特定受給資格者として当該受給資格の決定が行われたものの数が 3 人以下である場合を除く。）事業主以外の者であること

(ホ) 対象労働者を雇用した事業所において、次の a から c までの書類を整備・保管していること

- a 労働者の出勤状況が日ごと明らかにされた出勤簿等の書類
- b 労働者名簿
- c 賃金台帳

(ハ) 平成 31 年 3 月 31 日までに求人・募集を行い、平成 31 年 4 月 30 日までに当該求人・募集に応募した高校中退者を雇い入れた事業主であること

0302 不支給要件

支給対象事業主からの支給申請であっても、以下のイからチまでのいずれかの要件に該当する場合には、当該対象労働者に関して助成金を支給しない。

イ 対象労働者の雇入れを行った事業所の事業主又は取締役の 3 親等以内の親族（配偶者、3 親等以内の血族及び姻族をいう。以下同じ。）である対象労働者を雇い入れる場合

ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して 1 年前の日から雇入れ開始日の前日までの間において、当該労働者を雇用していた事業主との間において、次の (イ) 又は (ロ) のいずれかに該当する等、資本的、経済的、組織的関連性等から密接な関係にある事業主（特定地方公共団体又は職業紹介事業者が当該対象労働者を紹介した場合であって、当該特定地方公共団体又は職業紹介事業者と密接な関係にある事業所の事業主を含む。）が雇い入れる場合

(イ) 対象労働者の雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決数の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること

(ロ) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること

ハ 対象労働者に対して、支給対象期中に支払うべき賃金を支払っていない場合

ニ 対象労働者が安定所・特定地方公共団体・職業紹介事業者等により紹介される時点若しくは募集に応募する時点と異なる条件により対象労働者の雇入れを行った事業主であって、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ当該者から求人条件若しくは募集条件と実際の労働条件が異なることについて安定所又は都道府県労働局（以下「労働局」という。）に申し出があった場合

ホ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 10 条第 2 項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受け

た場合（勧告を受け、支給申請日までにその是正を図った者を含む。）

- へ 対象労働者の雇入れ日の前日から過去3年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、又は出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主
- ト 対象労働者の雇入れ日の前日から過去3年間に、対象労働者に対して通算して3か月を超える訓練・実習等を受講させたことがある事業主
- チ 本助成金又は三年以内既卒者等採用定着奨励金の支給を受けたことがある事業主

0303 対象労働者

既卒者等又は高校中退者のうち卒業、退学、修了又は退校後において、同一事業主の下で通常の労働者として引き続き12か月以上雇用されたことがない者であって、支給対象事業主に通常の労働者として雇用された者をいう。

0304 支給対象期

対象労働者の雇入れ日から起算して1年経過するまでの日を支給対象期の第1期、対象労働者の雇入れ日から起算して1年経過する日の翌日から、雇入れ日から起算して2年経過するまでの日を第2期、対象労働者の雇入れ日から起算して2年経過する日の翌日から、雇入れ日から起算して3年経過するまでの日を第3期とする。

0305 支給上限人数

支給上限人数は、求人・募集を行う事業所毎に既卒者等コース及び高校中退者コース各1名とする。

0400 支給額

0401 支給額

支給額はコース及び企業区分に応じて以下のとおりとする。

イ 既卒者等コース

- (イ) 第1期 50万円(中小企業事業主以外は35万円)
- (ロ) 第2期 10万円(中小企業事業主のみ)
- (ハ) 第3期 10万円(中小企業事業主のみ)

ロ 高校中退者コース

- (イ) 第1期 60万円(中小企業事業主以外は40万円)
- (ロ) 第2期 10万円(中小企業事業主のみ)
- (ハ) 第3期 10万円(中小企業事業主のみ)

ハ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の認定を受けた事業主(以下「ユースエール認定企業」という。)が対象労働者を雇入れた場合

既卒者等コース、高校中退者コースともに第1期の支給額に10万円を加算することとし、それ以外については上記イと同様とする。

<支給額一覧>

企業区分	コース	第1期	第2期	第3期
中小企業事業主	既卒者等コース	50万	10万	10万
	高校中退者コース	60万	10万	10万
中小企業以外の事業主	既卒者等コース	35万	—	—
	高校中退者コース	40万	—	—
ユースエール認定企業	全てのコース	10万加算	—	—

0500 助成金対象求人の確保等

0501 対象求人の確保

安定所は、事業主から提出のあった求人申込書において、既卒者等応募可又は高校中退者応募可であることが確認できた場合、事業主に対してこれまで既卒者等又は高校中退者の雇入れを行ったことがあるか口頭により確認を行うこと。助成金対象求人であることが確認できた場合、既卒者等の求人であれば識別欄「Y80」、高校中退者の求人であれば「Y81」を付与する。

なお、安定所に提出された求人申込書において既卒者等の応募が不可となっていた場合、既卒者等を応募可とすることの理解を求めるとともに、助成金の説明を行うこと等により対象求人の確保に努めること。

0502 対象求人の紹介

安定所は、既卒者等や高校中退者に翌年度の高卒求人を紹介する場合、応募時期や紹介件数については、応募する求人事業所を管轄する労働局における高校生の就職活動のルールを考慮して行うこと。

また、安定所は既卒者等や高校中退者への求人の紹介を切れ間なく実施するため、7月以降に一般求人へ転用した助成金対象の高卒求人を翌年度の学校推薦開始までの間に新規学卒扱いで紹介した場合には、引き続き助成金対象として取り扱うこととする。この場合、労働条件等の変更は行わないことを要件とする。

中卒求人又は大卒等求人を紹介する場合もそれぞれの就職活動のルールを考慮した紹介を行うこと。なお、既卒者等や高校中退者の採用時期については必ずしも新規学卒者と同時期である必要はない。

0600 支給申請

0601 支給申請書の提出

助成金の支給申請は求人の申込み又は募集を行う事業所を単位として行う。助成金の支給を受けようとする事業所は、0304の支給対象期が経過した日から起算して2か月以内に特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）支給申請書（様式第1号）を求人の申込み又は募集を行った事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出しなければならない。

支給申請書の提出について、管轄労働局長が認める場合には、管轄労働局長の指揮する安定所の長を経由して行うことができる。

0602 添付書類

第1期に係る支給申請書を提出する事業主は、次のイからチまで及びヌに掲げる書類を添付しなければならない。なお、第2期、第3期に係る支給申請書を提出する場合は、ホ、へ、リ及びヌに掲げる書類を提出すること

- イ 対象労働者の雇用契約書又は雇入れ通知書等労働契約について確認できる書類又はその写し
- ロ 対象労働者を雇用した際の求人票・募集要項等、対象労働者を0203及び0204に規定する求人及び募集で求人申込み・募集を行っていることが確認できる書類又はその写し
- ハ 対象労働者の雇入れの日の前日から過去3年間に0203及び0204に規定する求人及び募集で雇い入れた労働者の労働者名簿又はその写し
- ニ 対象労働者の卒業証明書、退学証明書、在籍期間証明書等の卒業や退学の事実が確認できる書類又はその写し。左記の書類が無い場合、対象労働者の自筆の履歴書でも可とする
- ホ 対象労働者に係る出勤簿等支給申請期中の出勤状況が確認できる書類又はその写し
- へ 賃金台帳又はその写し等、対象労働者に対して支給対象期中に支払われるべき賃金について支払ったことが確認できる書類
- ト ユースエール認定企業の場合、認定通知書の写し
- チ 誓約書（既卒者等コースの場合 様式第2号の1、高校中退者コースの場合 様式第2号の2）
- リ 第2期、第3期の支給申請に当たっては前期の支給決定通知書
- ヌ その他管轄労働局長が必要と認める書類

0700 支給要件の確認

0701 支給対象事業主であることの確認

管轄労働局長は、事業主から申請書類等を受理した場合は、次のイからトまでにより確認を行う。

- イ 0301のイ(イ)、ロ(イ)に係る確認

次により確認する。

- (イ) 新規学卒者向けの求人申込み又は募集に係る確認

支給対象事業主から提出された対象労働者を雇い入れた際の求人票又は募集要項等に「既卒3年以内の者応募可」「中退後3年以内の者応募可」「高校中退後3年以内の者応募可」等が明記されていることを確認すること

卒業・中退後の経過期間についても3年未満となっていないか確認すること

- (ロ) 初めて雇い入れたことに係る確認

誓約書、ハローワークシステム（雇用保険事務処理）及び添付書類のうち対象労働者の雇入れの日の前日から過去3年間に0203及び0204に規定する求人及び募集で雇い入れた労働者の労働者名簿により対象労働者の雇入れの前日までに0203及び0204に規定する求人及び募集で既卒者等又は高校中退者を雇用したことがなく、今回初めて0203及び0204に規定する求人及び募集で既卒者等又は高校中退者を雇用したことを確認する。

- ロ 0301のイ(ロ)、ロ(ロ)及び0302のニに係る確認

誓約書及び添付書類のうち雇用契約書又は雇入れ通知書等労働契約について確認できる書類により確認する。また、支給申請時点に在籍していることについてハローワークシステム(雇用保険事務処理)により確認する。

なお、対象労働者から紹介時点若しくは募集時点と異なる条件で雇用されている旨の申し出があった場合には、具体的な労働条件等を聴取するとともに、これに係る客観的な証拠の提示を求め、求人票等と比較し確認する。

労働条件の不利益又は違法行為があったことの認定に当たっては、賃金額、労働時間、休日又は社会保険(健康保険、厚生年金保険)の加入に関して、雇用前に事業主より示された求人条件又は募集条件と雇用後の労働条件が異なっていること、雇用後の労働条件が労働関係法令に違反するものであること等を確認する。

ハ 0301 のイ(ハ)及び(ニ)、ロ(ハ)及び(ニ)に係る確認

誓約書及びハローワークシステム(雇用保険事務処理)により確認する。

ニ 0301 のイ(ホ)、ロ(ホ)及び0302 のハに係る確認

誓約書及び添付書類のうち対象労働者の出勤状況が確認できる書類及び当該者に対して支払われた賃金について確認できる書類により確認する。

なお、支払期日までに支払われていない賃金がある場合には、一定期間支給要件判定を保留した上で、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、それにもかかわらず当該賃金が支払われない場合には不支給要件に該当することとする。

ホ 0302 のイ、ロ、へ及びトに係る確認

誓約書により確認する。

へ 0302 のホに係る確認

誓約書及び支給申請を行った事業主について、当該申請のあった日までに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」が発出されていないか確認する。

なお、当該勧告書が発出されていた場合であっても、支給申請時点において適切な確保措置が講じられている場合は不支給要件に該当しないため、疑義がある場合には必要に応じて他都道府県労働局の関係部門へ確認を行う。

ト 0302 のチに係る確認

ハローワークシステム(助成金事務処理)により確認する。

チ 0401 のハに係る確認

支給対象事業主がユースエール認定企業であるかは認定通知書の写し及びハローワークシステムのユースエール認定企業情報検索により確認することとする。なお、対象労働者の雇入れ時から支給申請時まで引き続きユースエール認定企業である必要がある。

0702 対象労働者であることの確認

当該雇入れに係る者の卒業証明書、退学証明書、在籍期間証明書等の卒業や退学の事実及びその時期が確認できる書類又はその写しにより対象労働者であることを確認する。なお、左記の書類が無い場合は対象労働者の自筆の履歴書による確認でも可とする。

また、ハローワークシステム(雇用保険事務処理)により、同一の事業主の下で通常の労働者と

して引き続き 12 か月以上雇用されたことがないことについて確認する。

0703 支給実績の確認

0802 の特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）支給台帳（様式第 3 号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）において本助成金の支給実績を確認する。

0704 中小企業事業主であることの確認

第 1 期支給申請書の「申請事業主」に記載された事項から、事業主が中小企業事業主であるか否か確認することとし、必要に応じ、事業主の各事業所の所在地、対象労働者を雇い入れた日における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料、事業内容を示すパンフレット等の提出を求めるものとする。

なお、資本金等の額及び常時雇用する労働者の数については、「第 1 共通要領」0502 により確認することとする。

0800 支給決定

0801 支給決定

管轄労働局長は、事業主から提出された支給申請書の内容を審査した結果、助成金を支給することが適当と認められる場合には、支給決定を行い、特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）支給決定通知書（様式第 4 号）により、当該事業主に通知する。

また、助成金を支給することが適当と認められない場合には、不支給決定を行い、特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）不支給決定通知書（様式第 5 号）により、当該事業主に通知する。

0802 支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は事業主から提出された支給申請書毎に、当該支給申請に係る事業主の名称、支給決定年月日、支給決定番号その他の所要事項を特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）支給台帳（様式第 3 号）に記載し支給申請書その他関係書類は、助成金の支給決定日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間保管する。

0900 返還

0901 返還

管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が第 1 共通要領の 0801 イの (イ) 又は (ロ) に該当する場合は当該事業主に対して、支給決定取消及び返還通知書（様式 6 号）により、当該 (イ) 又は (ロ) に掲げる額に係る支給決定を取り消す旨の通知を行う。

1000 附則

1001 施行期日

イ 本要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

ロ 平成 30 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 2 号、雇均発 0331 第 3 号、開発 0331 第 3 号「雇用安

- 定事業の実施等について」による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- ハ 平成 30 年 8 月 24 日付け職発 0824 第 4 号、開発 0824 第 1 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- ニ 令和 2 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 10 号、雇均発 0331 第 6 号、開発 0331 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

1002 経過措置

支給対象期（第 1 期）の初日が平成 30 年 10 月 1 日より前となる対象労働者に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

- (a) 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）支給申請書（様式第 1 号）
- (b) 誓約書（特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）（既卒者等コース）支給申請用）（様式第 2 号の 1）
- (c) 誓約書（特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）（高校中退者コース）支給申請用）（様式第 2 号の 2）
- (d) 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）支給台帳（様式第 3 号）
- (e) 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）支給決定通知書（様式第 4 号）
- (f) 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）不支給決定通知書（様式第 5 号）
- (g) 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）支給決定取消及び返還通知書（様式第 6 号）